

B

令和 5年 9月 8日提出
第 3 回市議会定例会

議案の参考資料

浜 松 市

- 第 94 号議案 令和 5 年度浜松市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 95 号議案 令和 5 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 96 号議案 令和 5 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 97 号議案 令和 5 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 98 号議案 令和 5 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 94 号議案から第 98 号議案の補正予算説明は、別冊を参照願います。

- 第 99 号議案 浜松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に名称を変更するほか、引用条項の整理を行うものであります。

- 第 100 号議案 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当の支給に係る規定を削るものであります。

- 第 101 号議案 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

この条例は、浜松医療センターの新病棟の開設に伴う特別室使用料の改定、出産に係る経済的負担の軽減を目的とした出産費用の見直しを行うほか、所要の整備を行うものであります。

- 第 102 号議案 浜松市旅館業法施行条例の一部改正について

この条例は、旅館業法の一部改正に伴う旅館業の譲渡に関する規定を追加するほか、引用条項の整理を行うものであります。

- 第 103 号議案 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正について

この条例は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の名称を改めるものであります。

- 第 104 号議案 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当の支給に係る規定を削るものであります。

第 105 号議案 浜名湖競艇企業団規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、浜名湖競艇企業団の規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めため、提案するものであります。

※ 地方自治法抄

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（略）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 106 号議案 物品購入契約締結について
（災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型CAFS）1台）

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 107 号議案 物品購入契約締結について
（災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型CAFS）1台）

災害対応特殊消防ポンプ自動車の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

第 108 号議案 物品購入契約締結について
（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型CAFS）1台）

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の物品購入契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものであります。

第 109 号議案 市道路線認定について

鴨江141号線ほか7路線を市道路線に認定しようとするものであります。

第 110 号議案 市道路線廃止について

西鴨江75号線の市道路線を廃止しようとするものであります。

第 111 号議案 市道路線変更について

浜北寺島19号線ほか2路線の市道路線を変更しようとするものであります。

※ 道路法抄

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第 112 号議案 令和4年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度浜松市病院事業会計（医療センター）決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、提案するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

第 113 号議案 令和4年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、提案するものであります。

認 第 1 号 令和4年度浜松市病院事業会計決算

認 第 2 号 令和4年度浜松市水道事業会計決算

認 第 3 号 令和4年度浜松市下水道事業会計決算

認第1号から認第3号までは、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度各企業会計決算を認定に付するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会(同条第6項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

報 第 13 号 専決処分の報告

道路瑕疵10件(専第15号、専第16号、専第17号、専第18号、専第19号、専第20号、専第21号、専第22号、専第23号、専第24号)、交通事故3件(専第25号、専第26号、専第27号)、物損事故1件(専第28号)、損害賠償請求事件1件(専第29号)、療育手帳事務処理誤謬事件1件(専第30号)にかかる和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 1件300万円以下における和解及び法律上の義務に属する損害賠償の額の決定(交通事故による人身の事故の場合を除く)に関する事。

2 交通事故による人身の事故の場合において、自動車損害賠償保障法の規

定に基づき支払われる保険金額及び自動車損害共済委託契約に基づきてん補される共済金額の合算額の範囲内においてする和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。

報 第 14 号 一般財団法人浜松市清掃公社の令和4年度決算について

報 第 15 号 公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和4年度決算について

報 第 16 号 公益財団法人浜松市医療公社の令和4年度決算について

報 第 17 号 公益財団法人浜松市文化振興財団の令和4年度決算について

報 第 18 号 株式会社なゆた浜北の令和4年度決算について

報 第 19 号 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和4年度決算について

報第14号から報第19号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第243条の3（略）

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

監報第 8 号 随時監査等の結果に関する報告について

監報第 9 号 例月出納検査の結果に関する報告について

